

## 訪問看護ステーション愛音 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、「株式会社奏」が開設する指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所「訪問看護ステーション愛音」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員等が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある要介護者（要支援者）（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護（介護予防訪問看護）サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問看護事業所の従業者は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防訪問看護事業所の従業者は、利用者が要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーション愛音
- (2) 所在地 松山市中村1丁目3-35 カーサ衣舞101号

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）  
管理者は、主治医の指示に基づき適切なサービスが行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護職員 3名以上（常勤換算2.5名以上）  
**看護師 準看護師**  
看護職員は、主治医の指示による訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づきサービスにあたる。
- (3) 理学療法士 1名以上（常勤・非常勤を問わず）  
理学療法士は、主治医の指示による訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき指定訪問看護（在宅におけるリハビテーション）を担当する。
- (4) 作業療法士 1名以上（常勤・非常勤を問わず）

作業療法士は、主治医の指示による訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき指定訪問看護（在宅におけるリハビテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(サービスの提供方法)

第6条 サービスの提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の主治医が交付した訪問看護指示書により、訪問看護（介護予防訪問看護）計画を作成し、利用者又はその家族への説明を行い、当該計画に基づきサービスを実施する。
- (2) 利用者又はその家族から当該事業所に直接依頼があった場合は、利用者の主治医に訪問看護指示書の交付を求める。  
また、利用者に主治医がいない場合は、当該事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センターなどの関係機関と調整し対応する。
- (3) 訪問看護（介護予防訪問看護）報告書を作成し、主治医に提出するとともに適時訪問看護指示書の交付を受ける。

(サービスの内容)

第7条 サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害の観察、健康相談（血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備）
- (2) 日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など）
- (3) 医師の指示による医療処置（褥瘡などの処置、留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談）
- (4) リハビリテーション（関節の運動、筋力低下予防の運動、呼吸リハビリテーション・日常生活での食事・排泄・移動・歩行・言語などの訓練）
- (5) 認知症の看護（認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言）
- (6) 精神的支援をはじめ総合的な看護
- (7) その他（家族や介護者の心配・悩み事の相談、他のサービス制度の紹介、介護用品の利用相談、住宅改善の相談）

(利用料その他費用の額)

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者に応じた負担割合の金額の支払いを受けるものとする。

2 第12条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 100円／回

- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル未満 200 円／回  
(3) 以下同様に 5 キロメートル加算につき 100 円増し
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時等における対応方法)

- 第10条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）、市町村に報告するものとする。
- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第11条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出に応じ、当該市町村からの質問または照会に答えるとともに、市町村が行う調査に協力する。なお市町村から指導又は助言を受けた場合は、それらに従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力し、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、松山市、東温市、伊予郡松前町、伊予郡砥部町、伊予市の区域とする。ただし島嶼部を除く。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的で

は原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(従業者の研修等)

第 16 条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業所は利用者に対する訪問看護等の記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、株式会社奏と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。